●申告相談は2月12日(火)から3月15日金まで

(2月12日火)~2月15日(金)は、収入が公的年金のみの方が対象です)

【申告受付時間】

午前の部 午前8時30分~11時 午後の部 午後1時~3時30分

- ◎午前8時から番号札を配布します。
- ●伊奈庁舎…2階会議室1前
- ●谷和原庁舎…2階第1会議室前

【申告会場】

伊 奈 庁 舎… 2 階会議室 1・2 谷和原庁舎… 2 階第 1・2 会議室

※午前8時30分から申告相談となります。開始10分前には番号札を持って申告会場までお越しください。

※番号札の配布時間と配布場所を変更しましたので、ご注意ください。

会場	伊奈庁舎2階会議室1・2	谷和原庁舎2階第1・2会議室
期日	対 象 地 区	対 象 地 区
2月12日(火)	三島・東地区(収入が公的年金のみの方)	十和・福岡地区(収入が公的年金のみの方)
2月13日(水)	小張・豊地区(収入が公的年金のみの方)	みらい平地区 (収入が公的年金のみの方)
2月14日(木)	板橋地区(収入が公的年金のみの方)	小絹地区(収入が公的年金のみの方)
2月15日金	谷井田地区(収入が公的年金のみの方)	谷原地区(収入が公的年金のみの方)
2月18日(月)	【東地区】全地区	【福岡地区】全地区/【十和地区】全地区
2月19日(火)	【小張地区】全地区	【福岡地区】全地区/【十和地区】全地区
2月20日(水)	【小張地区】全地区	【福岡地区】全地区/【十和地区】全地区
2月21日(木)	【小張地区】全地区	【みらい平地区】全地区
2月22日(金)	【豊地区】全地区/【三島地区】全地区	【みらい平地区】全地区
2月24日(日)	【市内全地区】	【市内全地区】
2月25日(月)	【豊地区】全地区/【三島地区】全地区	【みらい平地区】全地区
2月26日(火)	【豊地区】全地区/【三島地区】全地区	【みらい平地区】全地区
2月27日(水)	【板橋地区】南太田、狸穴、大和田、野堀、神生	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
2月28日(木)	【板橋地区】南太田、狸穴、大和田、野堀、神生	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
3月1日(金)	【板橋地区】板橋、高岡、武兵衛新田	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
3月3日(日)	【市内全地区】	【市内全地区】
3月4日(月)	【板橋地区】板橋、高岡、武兵衛新田	【小絹地区】小絹、西ノ台、西ノ台南
3月5日(火)	【板橋地区】伊奈東	【小絹地区】小絹、西ノ台、西ノ台南
3月6日(水)	【板橋地区】伊奈東	【小絹地区】小絹、西ノ台、西ノ台南
3月7日(木)	【板橋地区】伊奈東	【小絹地区】絹の台
3月8日(金)	【谷井田地区】山谷、上平柳、中平柳、下平柳	【小絹地区】絹の台
3月11日(月)	【谷井田地区】谷井田	【谷原地区】全地区
3月12日(火)	【谷井田地区】谷井田	【谷原地区】全地区
3月13日(水)	【谷井田地区】谷井田	【谷原地区】全地区
3月14日(木)	指定日に申告できない方	指定日に申告できない方
3月15日(金)	指定日に申告できない方	指定日に申告できない方

※対象地区が異なる日でも申告できます。

※対象地区に関係なくどちらの庁舎でも申告できます。

≪市民税・県民税申告書の提出および問い合わせ≫ 伊奈庁舎税務課 ☎ 58-2111 (内線 2305 ~ 2307) 住所 〒 300-2395 つくばみらい市福田 195 番地